第七条　特定措置の履行要求

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家による投資に対し、輸出についての要求、輸出入の均衡についての要求又は輸出の制限に係る差別的でない措置を課してはならない。

第八条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国の投資家の投資財産も、他方の締約国による収用、国有化又はこれらと同等の他の措置（以下「収用」という。）の対象としてはならない。ただし、収用が、公共の目的のために、正当な法の手続に従って、差別的でない態様で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴って行われる場合には、この限りでない。

2　補償の額は、収用が行われた時又は公に知られることとなった時のうち、最も早い時の直前における投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。

3　補償については、実際の支払の日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に交換することができる通貨で計算する。

4　収用を行う締約国は、不当に遅滞することなく補償を支払うことを約束する。その支払が不当に遅滞した場合には、当該収用を行う締約国は、支払の遅滞に関連する金銭的な費用であって、当該収用の日から実際の支払の日までの間に生ずるものを負担する。支払の遅滞に関連する金銭的な費用については、市場における為替相場により自由利用可能通貨に交換することができる通貨で計算する。

5　補償及び支払の遅滞に関連する金銭的な費用については、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

6　収用の影響を受ける投資家は、当該収用を行う締約国の法令に基づき、当該締約国の司法当局又は行政裁判所若しくは行政機関により、自己の投資財産の評価及び補償の支払を含む自己の事案に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受ける権利を有する。

7　この条の規定の適用上、「支払の遅滞に関連する金銭的な費用」とは、国際的な銀行業務上の慣行に従い、支払の遅滞によって生ずる追加の金額をいう。

第九条　損失又は損害

1　いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域における武力紛争、革命、暴動、国内争乱又はこれらに類する他の緊急事態により自己の投資財産について損失又は損害を被るものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、当該他方の締約国の投資家又は第三国の投資家に与えられる待遇のうち当該一方の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を当該他方の締約国によって与えられる。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、保険契約又は保証契約に基づいて支払が行われることによって投資家を代位する場合には、

(a)　その代位は、他方の締約国によって承認されなければならない。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関は、当該投資家が行使することができたであろう当該投資家の投資財産に関する権利を行使することができるものとする。

第十一条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の領域に向けた又は自国の領域からの資金の移転であって、この協定に規定する投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の領域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f)　前三条の規定に従って行われる支払

(g)　紛争の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十二条　利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって企業であるものが次のいずれかに該当することを立証する場合には、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国と外交関係を有していない第三国の投資家によって所有され、又は支配されていること。

(b)　第三国又は当該一方の締約国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないこと。

第十三条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置